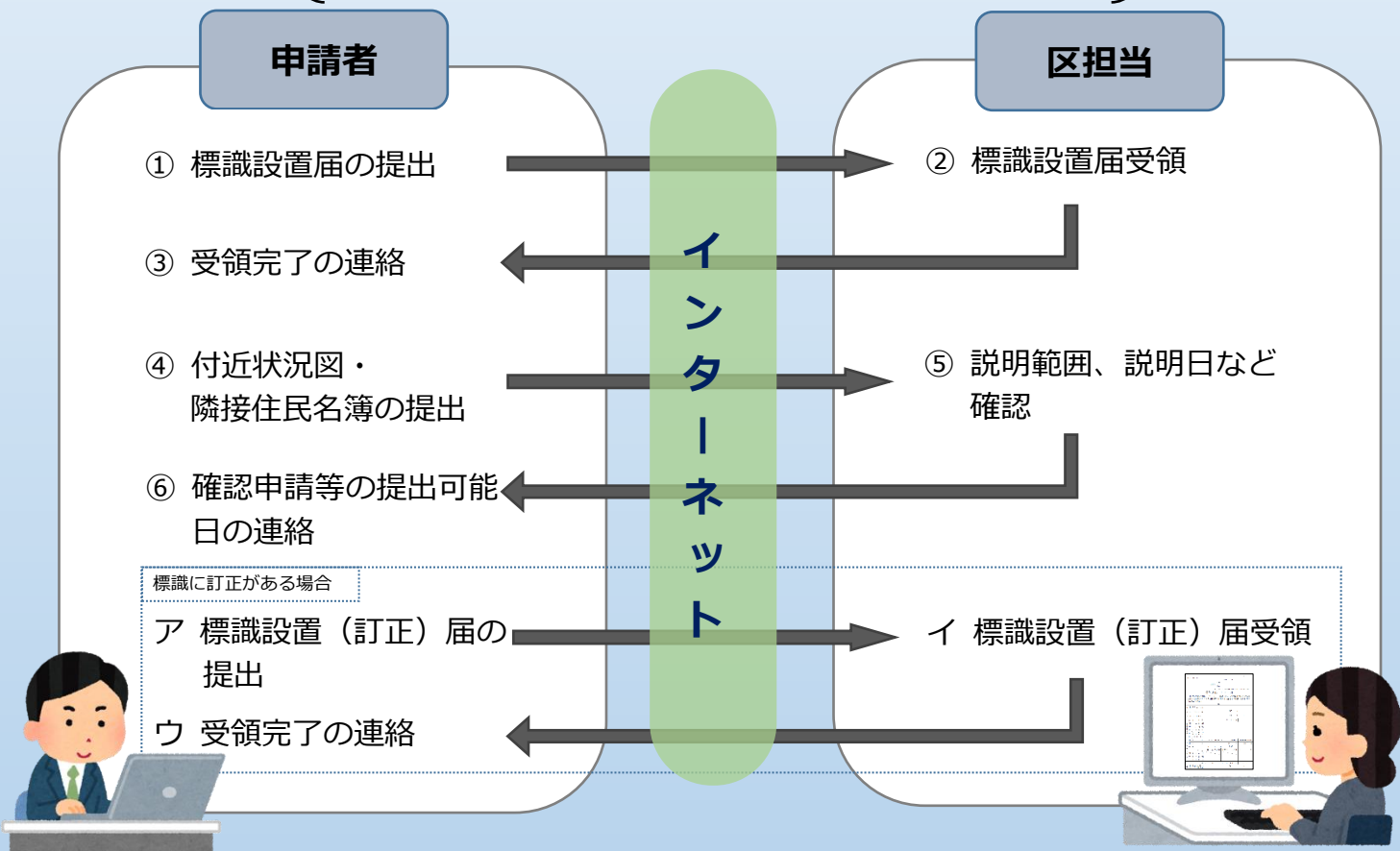
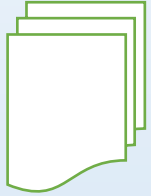


※東京都板橋区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

中高層紛争予防条例※の届出が区役所に 来なくても 電子申請 で行えます。

「東京共同電子申請・届出サービス」より、以下の書類を、インターネットを利用していつでも、どこからでも提出が可能です。

- 1 標識設置届
- 2 付近状況図、隣接住民名簿
- 3 標識設置の訂正届



補足説明

- ① 標識設置届の他に案内図、標識設置位置図、写真(遠景・近景)が必要になります。
- ② 届出と標識の記載内容を確認し、不備がある場合ご連絡いたします。確認作業で日にちを要する場合があります。
- ③ 区で受領した後、完了の旨をメールにてお知らせします。①で提出していただいた届出の表紙に受領印を押印いたしますので、控えをダウンロードしてください。
- ④ 隣接住民の説明が終わりましたら、付近状況図と隣接住民名簿を提出して下さい。
- ⑤ 説明範囲の確認や説明の日にち等を確認し、不備がある場合ご連絡いたします。確認作業で日にちを要する場合があります。
- ⑥ 区で受領した後、完了の旨をメールにてお知らせします。④で提出していただいた書類に確認申請等可能日を記載いたしますので、控えをダウンロードして下さい。
- ア 標識設置(訂正)届の他に写真(近景)が必要になります。その他案内図や標識設置位置図等に変更があればあわせて提出して下さい。
- イ 届出と標識の記載内容を確認し、不備がある場合ご連絡いたします。確認作業で日にちを要する場合があります。
- ウ 区で受領した後、完了の旨をメールにてお知らせします。アで提出していただいた届出の表紙に受領印を押印いたしますので、控えをダウンロードして下さい。

手続の詳細は「中高層紛争予防条例※の手引き」をご確認下さい。

Q&A

電子申請は誰でも利用出来ますか。	東京共同電子申請・届出サービス（以下「システム」）を利用していただきますので、インターネット環境のあるパソコン等であれば、どなたでも利用出来ます。
窓口で出す書類と違いがありますか。	システムに必要な事項（届出者の氏名、電話番号、メールアドレス、資料の添付）を入力していただきます。通常窓口で提出する書類が、データにてシステム上に添付して提出して頂くイメージとなります。
不備があった場合はどうなりますか。	不備内容を確認・連絡させて頂き、届出資料が整った段階でないと受領となりません。そのため届出日と受領日が異なる場合があります。
正・副2部提出する必要はありますか。	電子申請のため、1部の提出で構いません。区で受領した後、受領印付きの届出を控えとしてシステムからダウンロードして下さい。不備がなければ5開庁日程度でシステムよりメールにて連絡があります。
手続きを急ぎたい場合は電子申請の方が早いですか。	控えの届出の受け取りをお急ぎの場合は窓口を推奨します。
届出は Word,Excel 形式でなければなりません。	区で受領印の処理をする関係で、Word,Excel 形式での提出をお願いします。控えは PDF 形式となります。
添付できるデータのファイル容量はどのくらいですか。	1項目あたり（計3項目）10Mb までとなります。写真はファイル容量を落していただくようお願いします。
電子申請を行った後、訂正届や説明報告は窓口でも出来ますか。	電子申請と窓口申請を組み合わせる事は可能です。
届出後の状況が知りたいです。	「状況照会」から、状況の確認や修正、受付済書類のダウンロード等を行うことが出来ます。

申請完了時に画面に表示される「到達番号・問合せ番号」は

状況照会

が必要となりますので、必ず控えてください。

到達番号:123_456_789_1011 (13ケタ)

問合せ番号:***** (6ケタ)

電子申請のご利用は

板橋区ホームページ

- > 防災・環境・まちづくり
- > 土地・建築
- > 条例・指導要綱ほか
- > 中高層建築物の紛争の予防と調整から専用ページにアクセスできます。



または

東京共同電子申請・届出サービス



Web 検索

1. 板橋区のページへ
2. キーワード検索で「中高層」と検索
3. 手続一覧から提出したい書類を選択
4. **電子申請** を選択

●お問い合わせ先●

板橋区 都市整備部 住宅政策課 建築紛争相談係
電話：03-3579-2561